

功せりやと云はゞ意志教育である。大和魂は實に其結果である然るに數百年來培養せられて來た大和魂なる國民精神國民思想が明治の教育によりて如何になつたかと云はゞ遺憾ながら明治の教育は豫定の結果を收め得なかつた。善良にして強力なる意志教育に於て甚だ遺憾があつたと結論せざるを得ない。かかる結果は教育の罪のみではなく社會にもあるが教育が自覺的に此點に主力を注がな

んだことは事實である。大正の教育は此點に於て革新を起さなければならぬ。何故起さなければならぬかと云ふと之れは過去明治四十餘年間に於ける人心の變遷の現今の我國の狀態及び列國との關係から來るの。であるこの邊のことは私以上に最も適切にとかる人があるが話の順序として梗概を申上て置く。

\* \* \* \* \*

## 保育入門 (三)

### 三 幼稚園

#### 一

幼兒教育の第一の場所は、いふまでもなく家庭である。第一の幼兒教育者は、いふまでもなく母である。ところが、此の家庭が、事實の上に、自分だけでは幼兒の教育の完全を期し得ないと知る

時、そこに他の機關の必要が起る。幼稚園はすなはち此の補助機關の中の一つである。換言すれば、幼稚園は幼兒教育上家庭の補助をするものである。

而して、幼稚園が家庭にとりて必要となる意味、

倉橋惣三

場合、及び程度は極めて多種多様であるが、之れを大別して、多少救済的意味を含む場合と、純教育的の場合とに分つことが出来る。

前者は、假令ば貧困者の家庭、夫婦外稼ぎの家庭等の場合であつて、主として經濟的事情から幼児教育上無能力乃至不充分者の場合である。此の際、個人的或は社會的に、之等の家庭の補助機關が與へらるゝことは、いふまでもなく最も必要である。殊に近世の如き生活窮迫の時代に於ては、此の點の必要が益々多くなる。

しかしながら、斯ういふ救済的意味を少しも含まない場合に於て、矢張り幼稚園の必要はある。詳しく言へば、經濟上の事情からも、母の家庭生活の餘裕からも、一通りの幼児教育は立派にすることが出来る。幼稚園へお願ひしなければ其の子の教育が全然出来ないといふ様なものでは決してない。母も亦自分の子の教育を他に托して、それだけの暇を食らうなど、するのでは決してない。け

れども、幼児教育の完全のためには、どうしても家庭だけでは不充分である。幼児教育の理想の標準を低くして考へれば成る程家庭だけでも濟まされないことはないが、幼児教育の大切を考れば考ふるほど、幼稚園に通はした方がよい。通はし度い。通はせなければならぬといふことになつて来る。つまりは、幼児教育の大切なこと、その内容に關する智識、それに對する方法の六かしき等が家庭に明かになるに従つて、幼稚園の必要が次第に多く認められて來るのである。

(一)蓋し幼兒の生活は、前に述べた通り(第一章『幼兒の生活』)諸方面の教育を與へらるべく待ち設けて居るのであつて、此の自然の要求に適當な満足を與へないことは、第一、兒童の發達の上に大いなる不經濟である。幼兒の生活が、世間往々にして考へられる如く、何等の積極的意義をも有して居ない、たゞ／＼たはいないもの、學齡に達する迄は教育的に打ちすて、置けばよいもので

あるならば、幼児教育は何等必要のないものである。必要があると言つたにしても、消極的な必要に過ぎない。しかも、幼児の生活が、方に此の時期に於て與へられなければならぬ教育的要求を有して居るのであるから、幼児教育の必要は最も積極的なるものである。

(二)而して、此の幼兒生活が要求して居る教育は極めて多くの内容に亘つて居る。その中、各自の家庭だけですれば出来ないこともない種類のものもあるが、家庭だけでは出来難い種類のものもある。假令ば幼兒の遊びな、かまの欲求、(第一章參照)、それから與へられる教育の如きは、家庭内だけでは出来ないことである。是に於て、家庭は自分だけでも出来ることを幼稚園へ頼むのでなくて、其の必然の缺陷を補つてもらふのである。

(三)家庭が自分だけですれば出来るといふ様なもの、それは多くは理想の話であつて、實際上總ての家庭が、その幼兒の教育を、各内容に亘つ

て充分に行ふといふことは、なかく以て容易のことでない。すれば出来るといふのと、いつでもして居るといふのとは必ずしも一つではない。茲に於て、幼稚園の理論上の必要の上に、事實上の必要が生じて来る。

(イ)前に述べた通り(第二章、『幼兒の教育』)幼兒の教育は一種特殊なるものである。殊に幼兒の發達の各方面に行亘つて手落ちのない教育を充分幼兒教育的に行ひ得るためには、可なりの知識を要し、また手際を要する。而して、之れを總べての母親に要求することは六かしい。學問のある妻君はある。家政に長けた主婦はある。社交に勝れた夫人はある。しかも夫等の良主婦が必ず皆幼兒教育上の知識に富むと限らない。母としての愛は必ずある。しかし母としての知識は未だ充分でない人も尠くない。如何にして幼兒の感覺、知覺に練習を與へようか。如何にしてその精神内容を整理し、組織的發表の練習を指導しようか。幼い

ながらに行はる、諸道德的感情を如何に培い養ふか。どうしても幼児教育専門の知識を有し、その熟練を有するもの、補助を借らなければならぬ。

(ロ)殊に、幼児の教育を完からしめるために必要な諸般の設備用具の類は、家庭に於て完備を期することが六かしい。殊に此の頃の都會家庭などに於ては、子供のための遊び場を供してやることも六かしい有様である。田園家庭では、廣い遊び場には事かゝぬとしても、そう一家庭毎に我子のためにも多方面な完全な設備をするといふことは殆んど出来ない。茲に於て、幼児教育を専門とし、その教育を完ふするために必要な設備用具の完備を怠らぬように努めて居る幼稚園の補助を借りなければならぬ。

以上、斯う考へて來れば、幼稚園の必要は、一方には救済的意味の含まつた必要もあるが、又純教育的に普通一般の家庭のためにも、理論上事實上の必要のあるものである。

## 二

上述の如き必要から設けらるゝ我國の幼稚園は小學校令施行規則によつて、其の教育の目的及び要旨を左の通り規定せられてある。

幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス(小學校令施行規則第百九十五條)

幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲシテ健全ニ發達セシメ善長ナル習慣ヲ得セシメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス。

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムベク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ズ。

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務ムベシ。(同第百九十六條)

而して、此の目的及要旨に準據して幼稚園教育を誤りなからしめ、充分効果あらしめるために、種々なる保育上の實際問題が起つて來る。以下項を追ふて其の問題に入らうとするが、そこに始めて幼稚園の本義が具體的に明かになる譯である。